FP　2級　損保

F52

* 1 9 F 5 2 0 0 5 *

2024年度　９月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 損保顧客
資産相談業務

実 施 日◆2024年９月８日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○10月21日（予定）に合否通知書を発送します（到着までに1週間程度を要することがあります）。
また、当会のホームページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announce/）、またはスマートフォン向けページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/）で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

無断転載・複製禁止

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（59歳）は、妻Ｂさん（55歳）との２人暮らしである。Ａさんは、大学卒業後、Ｘ社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Ａさんは、65歳の定年までＸ社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するにあたって、公的年金制度からの老齢給付について理解を深めたいと思っている。また、夫婦ともに50代後半になり、体の不調を感じることが増えたことから、公的医療保険制度についても知っておきたいと考えている。

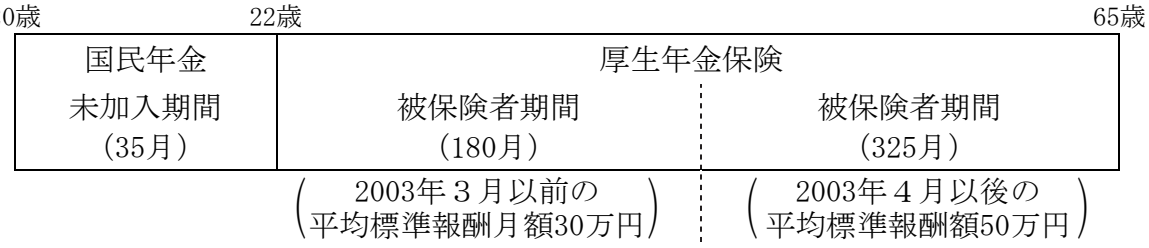
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1965年５月13日生まれ、会社員）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（35月）は国民年金に任意加入していない。

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1968年11月19日生まれ、パートタイマー）

・公的年金加入歴 ： 高校卒業後の７年間（84月）は、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ａさんが、原則として65歳から受給することができる公的年金制度からの老齢給付について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、年金額は2024年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

①　老齢基礎年金の年金額

②　老齢厚生年金の年金額

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{□}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》　Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんおよび妻Ｂさんには、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。原則として、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになります」

② 「Ａさんが、65歳から老齢厚生年金を受給し、かつ、65歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてＸ社に勤務する場合に、Ａさんの老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が支給停止調整額（2024年度価額は50万円）以下のときは、老齢厚生年金は全額支給されます」

③ 「Ａさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をして年金額を増やすことができますが、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰り下げなければなりません」

《問３》　Ｍさんは、Ａさんに対して、公的医療保険制度について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「同一月内に医療機関に支払った医療費の一部負担金等の合計額が、自己負担限度額を超える場合は、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は、所得区分に応じて、その額が異なります」

② 「高額療養費の支給にあたって、Ａさんのように年齢が70歳未満の被保険者の場合、医療費の一部負担金等の合計額の計算上、一部負担金等の額が10,000円以上のものを合算することができます」

③ 「Ａさんが、病気やケガの療養のために、連続して４日以上業務に就くことができず、当該期間について事業主から報酬が支払われない場合は、所定の手続により、支給を開始した日から通算して２年を限度として傷病手当金が支給されます」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（34歳）は、妻Ｂさん（33歳）および長男Ｃさん（４歳）との３人家族である。Ａさんは、来月、戸建て住宅を購入する予定であり、その後、自動車も購入したいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに、各種損害保険の商品内容等について相談することにした。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 Ｍさんは、Ａさんに対して、地震保険の一般的な商品内容について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「地震保険は、火災保険に付帯して加入します。地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の（　①　）の範囲内で設定しますが、建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限となります」

Ⅱ 「地震保険の保険料には、『建築年割引』『耐震等級割引』『免震建築物割引』『耐震診断割引』の割引制度が設けられており、割引率は、『耐震等級割引（耐震等級３）』および『免震建築物割引』の（　②　）％が最高です。なお、それぞれの割引制度の重複適用はできません」

Ⅲ 「地震保険は、損害の程度により、保険金額の一定割合が支払われます。損害の程度が全損に該当した場合は保険金額の100％、大半損に該当した場合は保険金額の（　③　）％、小半損に該当した場合は保険金額の30％、一部損に該当した場合は保険金額の５％が支払われます。なお、全損とは、建物の場合、主要構造部の損害額が建物の時価の50％以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が建物の延べ床面積の（　④　）％以上となった場合の損害をいいます」

〈語句群〉

イ．30　　ロ．40　　ハ．50　　ニ．60　　ホ．70　　ヘ．80　　ト．90

チ．30％から50％　　リ．40％から70％　　ヌ．50％から70％

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、地震保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「家財の場合、保険の対象は生活用動産に限られており、１個または１組の価額が30万円を超える貴金属や美術品等は対象となりません。また、自動車も対象となりません」

② 「地震保険の保険料は地震保険料控除の対象です。所得税では、５万円を限度として年間支払保険料の全額が控除額となり、住民税では、２万5,000円を限度として年間支払保険料の２分の１の金額が控除額となります」

③ 「地震保険は、各保険会社が独自に保険料率を設定しているため、建物の構造や所在地、補償内容等が同一であっても保険料が異なります。複数の保険会社の保険料を比較することをお勧めします」

《問６》　Ｍさんは、Ａさんに対して、自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）および自動車保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「自賠責保険は、対人賠償のみが補償の対象です。Ａさん自身のケガや自動車の車両の損害、対物賠償などは、自賠責保険では補償されません」

② 「前年に初めて自動車保険を契約して更新後のノンフリート等級が７等級になった契約者と、前年に『３等級ダウン事故』を起こして更新後のノンフリート等級が７等級になった契約者は、適用される保険料は同じです」

③ 「自動車保険に加入後、台風によって自動車に損害が生じて車両保険の保険金のみを受け取った場合、当該保険事故は、いわゆる『ノーカウント事故』に該当するため、自動車保険の更新後の等級は１つ下がります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（製造業、以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（55歳）は、近年、役員に対する訴訟リスクが高まっていることを受け、役員の賠償リスクに備えるために会社役員賠償責任保険（D&O保険）への加入を検討している。また、その他の各種リスクについても、改めて確認しておきたいと考えている。

〈Ｘ社が加入を検討している会社役員賠償責任保険に関する資料〉

(1) 契約者（＝保険料負担者）	：	Ｘ社
(2) 被保険者	：	Ｘ社の役員
(3) 支払限度額	：	10億円
(4) 保険開始日	：	2025年１月１日（保険期間１年）
(5) Ｘ社の決算期間	：	１月１日～12月31日

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 会社役員賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）の一般的な商品内容等に関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「D&O保険に加入することで、被保険者である役員が役員の業務に係る行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金や争訟費用を負担することによって生じる損害に備えることができます」

② 「D&O保険の補償の対象となる損害賠償金には、一般に、判決に基づく損害賠償金や和解金のほか、罰金、課徴金、懲罰的損害賠償金も含まれます」

③ 「D&O保険の被保険者となる役員には、保険期間中に退任した役員や新たに選任された役員も含まれます」

④ 「Ｘ社が保険会社とD&O保険契約を締結する場合、保険の内容を決定するためには、株主総会（Ｘ社が取締役会設置会社の場合は株主総会または取締役会）の決議が必要となります」

《問８》　労働災害総合保険に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「労働災害総合保険の使用者賠償責任保険は、従業員の業務の遂行が原因となり、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害を補償します」

② 「労働災害総合保険の法定外補償保険は、従業員が業務の遂行上の事故によって被った損害について、労働者災害補償保険（政府労災保険）の給付が行われない場合に、その損害を補償するものです」

③ 「労働災害総合保険は、法定外補償保険と使用者賠償責任保険で構成されており、どちらか一方だけを契約することはできません」

《問９》　Ｘ社に対するアドバイスに関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「製造した商品の欠陥が原因で顧客がケガをして、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険として、生産物賠償責任保険（PL保険）への加入を検討してください」

② 「火災が発生した場合、建物や機械設備の物的損害額よりも大きい休業損失が発生する可能性もありますので、休業損失や事業を継続するために必要となる費用を補償する企業費用・利益総合保険への加入は検討に値します」

③ 「近年、ランサムウェアによるサイバー犯罪が増加しています。サイバー保険に加入後、仮にランサムウェアの被害に遭い、データを復元するために身代金を支払った場合には、その金額が補償されます」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（55歳）は、妻Ｂさん（50歳）、長男Ｃさん（22歳）、二男Ｄさん（18歳）および三男Ｅさん（15歳）との５人家族である。Ａさんは、数年前から不動産投資をしており、現在、ワンルームマンション１室を賃貸している。また、Ａさんは、2024年中に「ふるさと納税」の制度を利用して、計10万円の寄附を行っている。加えて、Ａさんは、2024年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん	（55歳）	：	会社員
妻Ｂさん	（50歳）	：	専業主婦。2024年中の収入はない。
長男Ｃさん	（22歳）	：	大学生。2024年中にアルバイトとして給与収入100万円を得ている。
二男Ｄさん	（18歳）	：	高校生。2024年中の収入はない。
三男Ｅさん	（15歳）	：	中学生。2024年中の収入はない。

〈Ａさんの2024年分の収入に関する資料〉

（1）給与収入の金額	：	1,200万円
（2）不動産所得の金額	：	30万円（白色申告）
（3）一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金		
契約年月	：	2015年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：	Ａさん
死亡給付金受取人	：	妻Ｂさん
解約返戻金額	：	720万円
正味払込保険料	：	600万円

※妻Ｂさん、長男Ｃさん、二男Ｄさんおよび三男Ｅさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》　Ａさんの2024年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ａさんは、原則として、2025年３月15日までに『青色申告承認申請書』を提出すれば、青色申告の適用を受けることができます」

②　「Ａさんの給与所得以外の所得金額が20万円を超えている場合、Ａさんの2024年中の寄附先が５自治体以内であっても、『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を利用することはできません」

③　「Ａさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

《問11》　Ａさんの2024年分の所得税の所得控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ａさんが適用を受けることができる基礎控除の額は、48万円です」

②　「長男Ｃさんの2024年分の合計所得金額は38万円を超えますので、Ａさんは、長男Ｃさんについて扶養控除の適用を受けることができません」

③　「二男Ｄさんおよび三男Ｅさんは、控除対象扶養親族に該当しますので、Ａさんは、二男Ｄさんおよび三男Ｅさんについて扶養控除の適用を受けることができます」

《問12》　Ａさんの2024年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

①　総所得金額に算入される給与所得の金額

②　総所得金額

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

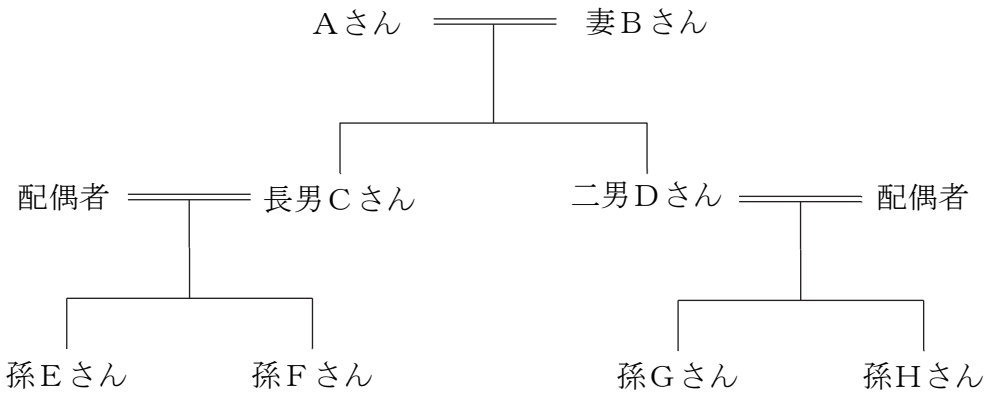
【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（68歳）は、自宅で妻Ｂさん（65歳）および長男Ｃさん（40歳）家族と同居している。Ａさんは、妻Ｂさんに自宅および相応の現預金等を相続させ、Ｘ社の専務取締役である長男Ｃさんに、Ａさんが100％所有するＸ社株式およびＸ社本社敷地・建物を承継する予定である。

上場企業に勤務する二男Ｄさん（35歳）は、妻と２人の子と勤務先の社宅に住んでいるが、そろそろ住宅を購入したいと考えているようである。Ａさんは、この機会に二男Ｄさんに対して生前贈与を実行しようと考えている。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金	：	２億円
Ｘ社株式	：	２億4,000万円
自宅敷地（300㎡）	：	9,000万円（注）
自宅建物	：	2,000万円
Ｘ社本社敷地（500㎡）	：	１億2,000万円（注）
Ｘ社本社建物	：	5,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 生前贈与に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんが二男Ｄさんに現金を贈与し、二男Ｄさんが相続時精算課税制度を選択する場合、贈与税額が算出されなかったとしても、相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります」

② 「Ａさんが二男Ｄさんに現金を贈与し、二男Ｄさんが相続時精算課税制度を選択した場合、その選択をした年分以降にＡさんから二男Ｄさんへ贈与する財産について、暦年課税へ変更することはできません」

③ 「二男Ｄさんが2024年中にＡさんから住宅取得等資金の贈与を受け、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度』の適用を受けた場合、本制度による非課税限度額は、一定の省エネ等住宅であれば2,000万円、それ以外の住宅であれば1,000万円になります」

《問14》 現時点（2024年９月８日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は６億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		６億円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	二男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円

《問15》 Ａさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「公正証書遺言は、証人（ ① ）人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が作成します。その作成時、推定相続人である妻Ｂさんや長男Ｃさんを証人にすること（ ② ）」

Ⅱ 「遺言により、自宅および現預金等を妻Ｂさん、Ｘ社関連の資産を長男Ｃさんに相続させた場合、二男Ｄさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が７億2,000万円の場合、二男Ｄさんの遺留分の金額は、（ ③ ）万円となります」

Ⅲ 「長男ＣさんがＸ社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額１億2,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（ ④ ）万円とすることができます」

〈語句群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．2,400　　ホ．4,080　　ヘ．4,320
ト．5,000　　チ．9,000　　リ．15,000　　ヌ．ができます
ル．はできません

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2024 年度９月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈損保顧客資産相談業務〉（2024 年９月８日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、10 月 21 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉 50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　756,500（円）　　②　1,743,493（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

《問３》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第２問】

《問４》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	チ	ハ	ニ	ホ

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

《問６》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第３問】

《問７》

〈答〉

	①	②	③	④
○×判定	○	×	○	○

《問８》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	×

《問９》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

【第４問】

《問 10》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問 12》

〈答〉　①　990（万円）　　②　1,055（万円）

【第５問】

《問 13》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

《問 14》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　3,820（万円）　　③　17,360（万円）

《問 15》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ロ	ル	チ	ヘ